

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

| | | | | | |
|-------|---|------|-------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 0-1 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 観光振興条例の必要性 | | | 報告書 ページ | 14 |
| 措置状況 | 現状維持 | 所管部課 | 産業部商工観光室観光課 | | |
| 意見内容 | <p>住民福祉・住民参加や地域連携を観光政策の中に明確に位置付けるためにも、「目的・基本理念」を掲げ、「地方自治体・市民・観光事業者の各役割」を明示し、「情報発信」、「計画の策定と検証」、「地域連携」、「人材育成」などを内容とする観光基本条例が制定されることが必要である。そしてこのような内容を有する条例に基づき観光基本計画が策定され、事業の実施、検証がなされていくことが、ひいては地方自治の本旨（憲法第92条）にも沿うものと考えられる。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>観光分野別基本条例については、本市総合計画や個別計画もあることから、現在の必要性などを総合的に判断する中で、条例設置は行わず、現状維持とするが、今後も他都市の状況も注視し、将来的にその必要性が大きくなった場合には改めて検討を行っていく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 1-1 | 区分 | 指摘 |
| 項目 | 設計金額見積における諸経費率の扱い | | | 報告書 ページ | 23 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 指摘内容 | <p>工事請負、委託の際に甲府市は設計金額（基本的に予定価格と同額）を見積もり、予定価格を上回らない価格で契約を締結する。</p> <p>令和2年度及び令和3年度に同一地域内の除草管理業務を委託する際の設計金額の見積において、単価の変更他により「直接費計」の見積額は令和2年度と令和3年度は異なるが、「直接費計」に上乗せする「諸経費」の「直接費計」に対する諸経費率が令和2年度は30%に対し、令和3年度は6.8%と極端に下がっている事例があった。</p> <p>この件につき、「当該業務の諸経費率については、史跡の維持管理であり、伐採等を含む公園工など工事請負とは違い、一般管理費や共通管理費等定まった率がないので30%以内で設計を続けている。管理業務委託として諸経費率は決まっておらず、参考見積などを参考に設計しています。」とのことであった。</p> <p>入札等の前提となる設計金額の見積業務は重要であり、客観性を持たすべく諸経費率に対する考え方、基準をガイドライン等により明らかにすべきと考える。</p> <p>※設計金額（消費税等込み）＝直接費計＋諸経費＋消費税等相当額</p> | | | | |
| 措置内容 | 『造園修景積算の手引き』（一般社団法人建設物価調査会）の公園緑地維持管理工の算定式と、庁内と整合性を図るため造園工事や除草・維持管理委託業務を所管しているまちづくり部公園緑地課の設計を参考に諸経費率を算定することとした。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 1-2 | 区分 | 指摘 |
| 項目 | 「備品ラベル」の貼付漏れ | | | 報告書 ページ | 26 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 指摘内容 | <p>甲府市では取得した備品に、備品番号、分類、品名、所属、取得日が記載された「備品ラベル」（契約課にて発行）を貼付し管理している。</p> <p>藤村記念館において一部サンプルで貼付の状況を確認したところ下記2点につき貼付がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品番号0000209517 陳列ケース ・物品番号0000241980 両面型展示ケース <p>「備品ラベル」は台帳に計上された備品の特定、備品の紛失防止、責任の所在等のために必要なものであり、再発行し貼付すべきである。</p> | | | | |
| 措置内容 | 再発行し貼付済み。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 1-3 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 指定管理者の決算報告書モニタリング | | | 報告書 ページ | 27 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 意見内容 | <p>歴史文化財課が管轄する藤村記念館の管理運営についてはNPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会を指定管理者として指定しているが、同時に、まちづくり部まち保全室公園緑地課・道路河川課、まちづくり部まちづくり総室総務課、市民部市民協働室消費生活課も各々管轄する業務につきNPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会を指定管理者として</p> <p>いる。</p> <p>現在、甲府市は指定管理者より全体としての「決算報告書（指定管理事業活動計算書）」を入手しているが、各管轄が管理運営を依頼している各々の業務ごとの決算報告書（セグメント情報）を入手し、今後の業務ごとの指定管理料策定の際に役立てることが望ましい。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>指定管理料算定の際には、各業務ごとの収支資料を入手し、算定資料としているが、今後も各業務ごとの収支資料を入手し、モニタリングの参考とする。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 1-4 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 随意契約締結における依頼方法の統一 | | | 報告書 ページ | 27 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 意見内容 | 歴史文化財課が随意契約締結の際、総務課長に業務名、業者名等、選定理由、根拠法令等を明らかにし随意契約締結の依頼をするが、電子承認で終わるケース、紙で書類を出力し総務課決裁欄に押印を頂くケース、紙で書類を出力し総務課決裁欄はあるが押印がないケースが混在している。依頼の方法、書類の押印・保管方法に統一性なく今後業務を統一することが望ましい。 | | | | |
| 措置内容 | 総務課決裁欄に押印した書類を保管できるよう業務を統一する。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | 1-5 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 指定管理者のモニタリング | | | 報告書 ページ | 31 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 意見内容 | <p>武田氏館跡歴史館管理運営事業は平成31年度から直営で管理運営されているが、令和5年度から効率性、民間ノウハウ収集、経費削減等の観点から指定管理者制度を導入するとし、令和4年度に指定管理者の候補者を選定した。その際、指定管理料として市は指定管理者に対し「指定管理業務に必要な経費」から「利用料金の収入見込額」を差し引いた額を、予算の範囲内で年度ごとに支払うこととしている。</p> <p>現状、武田氏館跡歴史館の利用料金である観覧料は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で大きく変動しており、指定管理者の状況によっては指定管理業務の継続性リスクを伴うことも予想される。従って、指定管理者の規模、健全な財務内容・キャッシュフローの状況、当該指定管理料の指定管理先での依存割合なども、実施する指定管理者のモニタリングの際に年に1回は評価することが望ましい。</p> | | | | |
| 措置内容 | 本市指定管理者モニタリング実施マニュアルに基づき、毎月モニタリングを実施している。都度、運営状況を確認し、不備がある場合は改善を指導している。検査項目には財務関係もあることから、財務を理由とする利用者へのサービス低下につながらないように、しっかりと点検し、指導していく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | I-6 | 区分 | 意見 |
| 項目 | トータルコストに基づく事業者の選定 | | | 報告書 ページ | 33 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 意見内容 | <p>平成30年度の「(仮称) 史跡武田氏館跡総合案内所展示制作業務」の委託先は指名競争入札により選考された。その後、令和3年度の当該業務に係る保守業務である「展示機器保守点検等業務」は同等レベルの技術が求められること等を理由に当初委託先との随意契約となった。</p> <p>導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るため、当初委託の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより業者を選定する方法を検討されたい。</p> | | | | |
| 措置内容 | 大規模な展示品の更新やリニューアルが生じる場合は、保守管理面も含めた総合的な展示計画を検討し、より柔軟でコストパフォーマンスの良い委託業務が締結できる契約方式を採用する。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|-------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | II-1 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 委託契約における競争入札による選定手続きの必要性 | | | 報告書 ページ | 36 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 産業部商工観光室観光課 | | |
| 意見内容 | <p>令和3年度における観光課の委託契約では、ほとんどの契約が随意契約となっている。随意契約の選定手続きに瑕疵は見当たらなかったものの、公正性をより高めるために、競争入札による選定手続きをより多く採用することが望まれる。随意契約は、一般的に、競争入札と比較すると手続きが簡単であり、経費も少なく済むという利点があるが、契約担当部署に相手方の選択権があるため、情実に左右されるなど、不正が行われやすいという欠点があるとされているためである。また、競争入札を実施するためには、予め十分な期間を確保することも必要となる。</p> | | | | |
| 措置内容 | 事業の目的や性質に合った契約方法の選定を行う中で、一般競争入札を実施する場合には、多くの業者が入札に参加できるよう入札期間の検討等、業務内容等の見直しを行った。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|-------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | II-2 | 区分 | 指摘 |
| 項目 | ツアー効果の十分な検証の実施 | | | 報告書 ページ | 43 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 産業部商工観光室観光課 | | |
| 指摘内容 | <p>甲府市周遊促進ツアー造成業務では、仕様書のとおり、「JR 東日本の団体専用列車を使用し、主に東京圏在住の方を対象とした1泊2日のツアー」及び「実証運行の利用者がオプションとして参加できるオプションツアー」を催行している。</p> <p>業務実施後に実施報告及び事業収支等を提出されているが、業務の目的は観光資源の認知度を向上させるとともに、誘客による地域活性化に繋げることにあることから、その効果を十分に検証されていない。</p> <p>1泊2日のツアーでは、実施報告者に参加者アンケートを実施して参加者のほとんどが満足（94.3%）を示しているが、満足としている要因を示していない、オプションツアーでは、ツアーが重複しているために、（バスの）実証運行「こうふ着地型観光ツアー」の実施報告書を援用しており、その内容は利用者数の分析をしているに過ぎない。</p> <p>ツアーの料金の設定ではモニター料相当として低く抑えていることから、利用者へのアンケートを充実させて、アンケート結果を十分に検証することによって観光資源の認知度を向上させる等に資するべきであった。</p> | | | | |
| 措置内容 | 今後同様の業務を実施する場合は、業務の目的を踏まえ、アンケート内容を充実させる等、十分な検証ができるような仕組みを検討していく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|-------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | II-3 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 一般社団法人甲府市観光協会のホームページの位置付け | | | 報告書 ページ | 46 |
| 措置状況 | 取組中 | 所管部課 | 産業部商工観光室観光課 | | |
| 意見内容 | <p>一般社団法人甲府市観光協会の業務にホームページ運営事業がある。令和3年度には多言語での情報発信強化に向けたシステム改修を行っている。一方、甲府市ホームページではトップ画面に市民情報とは別に観光情報があり、エリアで探す、施設の見どころ、モデルコース等タグから内容を見ることができる。</p> <p>一般社団法人甲府市観光協会のホームページと甲府市の観光情報のホームページは、見せ方の違いはあるものの、内容が重複している。</p> <p>甲府市の観光情報のホームページの内容を簡略化して、一般社団法人甲府市観光協会のホームページに誘導するなどにより、内容の重複を避けることが望まれる。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>ご意見をいただいた内容については、当初は令和4年度の市ホームページのリニューアルに併せて整理する予定であったが、当該リニューアルの実施ができず、延期となった。今後のリニューアル時期は未定であるが、先行して整理する内容をまとめていく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|-------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | II-4 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 負担金、補助金の基礎となる支出の内訳内容金額の記載 | | | 報告書 ページ | 50 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 産業部商工観光室観光課 | | |
| 意見内容 | <p>信玄公祭りでは甲府市の負担金は5,450,000円であり、収入合計の52.9%を占めており、小江戸甲府の夏祭りでは甲府市の補助金は20,500,000円（こうふ開府500年記念事業実行委員会負担金5,500,000円を含む）であり、収入合計の88.6%を占めている。</p> <p>負担金、補助金は信玄公祭り実行委員会補助金交付要綱又は小江戸甲府の夏祭り実行委員会補助金交付要綱に基づいて、支出されており、補助対象経費及び補助金の限度額は次のように規定しており、抽象的な規定となっている。</p> <p>（補助対象経費及び補助金の限度額）</p> <p>第2 補助金の交付の対象となる経費は、実行委員会の事業の運営費、事務費その他市長が必要と認めるものとする。</p> <p>2 補助金の限度額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>負担金又は補助金は、補助対象経費及び補助金の限度額の規定により、毎年同程度の金額を予算に計上し、予算どおり支出している（なお、令和元年度のこうふ開府500年記念事業実行委員会負担金5,500,000円は増額され執行している）。また、負担金、補助金の基礎となる支出については、収支予算書及び収支決算書の備考欄に科目ごとに主な項目を記載しているにすぎない。</p> <p>負担金、補助金の基礎となる支出のうち、需用費及び委託料等について、主な内訳の内容及び金額を詳細に記載することが望まれる。詳細に記載することにより、需用費及び委託料等の内容及び金額を数年間にわたり比較することができるようになり、見直しの余地はないかを検討して、需用費及び委託料等を減少させて、負担金、補助金の削減につなげることが期待できる。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>いただいたご意見を踏まえ、主な内訳の内容及び金額を詳細に記載し、比較できるよう改めた。今後は支出内容を精査し、負担金補助金の削減に努める。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-1 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 委託業者の選定方法 | | | 報告書 ページ | 54 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>実行委員会の運営支援（ほかに事業計画の策定等を含む）について複数年度に渡り同一事業者へ委託していた。当該業務委託については、当初の導入年度に公募型プロポーザル方式で業者を選定しているが、次年度以降は随意契約で同一業者に引き続き委託していた。継続的に同一事業者へ委託する方が効率的であるとして、複数年度に渡り同一事業者へ委託することが想定されていたならば、当初の選定時において、複数年度の業務委託を前提とした公募型プロポーザル方式を採用するのが望ましかった。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>実行委員会においては単年度予算の範囲内で事業計画を定めており、また、翌年度以降の事業計画が未確定であることから、運営支援業務委託に関しては複数年度に渡った契約をしてこなかったところである。</p> <p>今後は、本意見を踏まえる中でより効率的な契約方法の検討に努める。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-2 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 個別事業の計画実績比較 | | | 報告書 ページ | 55 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>実行委員会が中心となって実行した事業は後述のとおり多くのものがあるが、各事業における実施結果はまとめているものの、個別事業での計画値（目標値）は設定されておらず、計画と実績との比較検証がされていなかった。そのため、個別事業の中で効果があった事業はどれなのか、失敗した事業はなかったのか、など個別事業の有効性が判別できない状況である。多くのヒト・モノ・カネを費やした事業であることから、こうふ開府500年記念事業全体での総括にとどまらず、個別事業単位で計画実績比較をするなどの総括が必要であった。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>個別事業の目標設定や計画・実績比較については、実行委員会担当者間で個別事業ごとに口頭で協議してきたが、文章として記録すべきであった。</p> <p>今後は、事業実施決定時に目的だけでなく計画値（目標値）等を記録して明らかにするとともに、目標・実績比較や個別事業の有用性等を測る効果的な検証方法を他市の事例等を調査し、事業を実施する上での参考としていく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-3 | 区分 | 意見 |
| 項目 | KPIの有効性 | | | 報告書 ページ | 57 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>こうふ開府500年記念事業全体での総括として、KPIを設定し、指標の増減状況を確認している。しかしながら、KPIの具体的な目標値を設定しておらず、達成状況の検証が不十分である。また、KPIの指標は2018年をスタートとしているが、既にこうふ開府500年記念事業が進行している状況であり、本来は当該事業開始前（2016年頃）の指標と比較する必要があった。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>本調査は、2018年のアンケート結果を基準値として3年後の2021年に各調査項目を上昇させることを目標としたため、全体としての目標値は設定していなかった。</p> <p>また、2017年に実行委員会を設立したため2016年には調査を実施できなかったが、今後は事業開始前に調査を実施するなど有効性の高い比較・検証ができるよう努めていく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-4 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 次年度提案書の入手 | | | 報告書 ページ | 64 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>フォーラムの運営業務を業者に委託していたが、委託契約の仕様書には受託者によるフォーラム検証業務として、開催した内容の検証と次年度に向けた企画内容等の提案書の提出が必要としていた。しかしながら、次年度に向けた提案書については口頭での報告のみで書面では入手していなかった。継続的なフォーラム運営に資するものであり、後日の検証にも必要であることから、仕様書通りに提案書を書面で入手する必要があった。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>フォーラムの運営形態が良好であったことから、次回開催も同様の運営が適していると甲乙協議を行い、次回提案書は不要としたが書面で入手すべきであった。</p> <p>今後は、企画内容等の提案書を受領して、担当者間の主観だけでなく客観的な分析・検証につなげる。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | III-5 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 次年度提案書の入手 | | | 報告書 ページ | 66 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>⑫リレーフォーラム2018と同様に、フォーラムの運営業務を業者に委託していたが、委託契約の仕様書には受託者によるフォーラム検証業務として、開催した内容の検証と次年度に向けた企画内容等の提案書の提出が必要としていた。しかしながら、次年度に向けた提案書については口頭での報告のみで書面では入手していなかった。継続的なフォーラム運営に資するものであり、後日の検証にも必要であることから、仕様書通りに提案書を書面で入手する必要がある。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>フォーラムの運営形態が良好であったことから、次回開催も同様の運営が適していると甲乙協議を行い、次回提案書は不要としたが書面で入手すべきであった。</p> <p>今後は、企画内容等の提案書を受領して、担当者間の主観だけでなく客観的な分析・検証につなげる。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | III-6 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 委託業者の選定方法 | | | 報告書 ページ | 70 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>公式ホームページの開設・保守運用を複数年度に渡り同一事業者へ委託していた。当該業務委託については、当初の開設時に公募型プロポーザル方式で業者を選定しているが、次年度以降は随意契約で同一業者に引き続き委託していた。保守・運用も引き続き開設業者に委託する方が効率的であり、複数年度に渡り同一事業者へ委託することが想定されていたならば、当初の選定時において、複数年度の業務委託を前提とした公募型プロポーザル方式を採用するのが望ましかった。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>実行委員会においては単年度予算の範囲内で事業計画を定めており、公式ホームページの開設は保守を含めた複数年度に渡った契約をしてこなかったところである。</p> <p>今後は、本意見を踏まえる中でより効率的な契約方法の検討に努める。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-7 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 仕様書の変更 | | | 報告書 ページ | 71 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | PR用に放送したテレビ番組について、業務委託契約に基づく仕様書と異なる時間帯で放送しているケースが散見された。放送側の番組編成上の都合もあったとのことであるが、本来仕様書に基づく業務委託であることから、業務内容に合わせるように仕様書を変更しておく必要があった。 | | | | |
| 措置内容 | 基幹局（キー局）の番組編成により、地方局（ローカル局）で放送できる時間枠が変更となったことにあわせて仕様書を変更すべきであった。 今後は、業務内容に変更が生じた場合には速やかに仕様書を変更する。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-8 | 区分 | 指摘 |
| 項目 | 業務委託契約の印紙税額の誤り | | | 報告書 ページ | 72 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 指摘内容 | テレビスポットCMに係る業務委託契約書を確認したところ、2件の印紙税額の誤りが発見された。契約金額に見合った正しい印紙を貼付すべきであった。 | | | | |
| 措置内容 | 2件の印紙税額誤りは、いずれも委託業者が印紙税法に定める金額よりも多い金額の収入印紙を貼付していたため、委託業者にその旨伝達した。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-9 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 仕様書の変更 | | | 報告書 ページ | 72 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | PR用のテレビCMについて、該当年度を通じて業務委託契約に基づく仕様書と異なる曜日に放送していたケースが発見された。放送側の番組編成上の都合もあったとのことであるが、本来仕様書に基づく業務委託であることから、放送する曜日に合わせる形に仕様書を変更しておく必要があった。 | | | | |
| 措置内容 | 基幹局（キー局）の番組編成により、地方局（ローカル局）で放送できる時間枠が変更となったことにあわせて仕様書を変更すべきであった。 今後は、業務内容に変更が生じた場合には速やかに仕様書を変更する。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-10 | 区分 | 指摘 |
| 項目 | 業務委託契約の印紙税額の誤り | | | 報告書 ページ | 73 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 指摘内容 | 新聞広告に係る業務委託契約書を確認したところ、1件の印紙税額の誤りが発見された。契約金額に見合った正しい印紙を貼付すべきであった。 | | | | |
| 措置内容 | 当該印紙税額誤りは、委託業者が印紙税法に定める金額よりも多い金額の収入印紙を貼付していたため、委託業者にその旨伝達した。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-11 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 支出先の確認 | | | 報告書 ページ | 78 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | 事業費用の支払先として、主催者の関連先（主催者と住所が同一先、主催者の構成員の企業など）に支出をしている事業が3件発見された。これらの事業も助成対象としているが、関連先への支出は金額の妥当性が歪められてしまう可能性があることから、助成対象からは除く必要があった。 | | | | |
| 措置内容 | <p>「こうふ開府500年記念事業（企画提案事業）助成金交付要綱」の第5では、主催者側の経費は助成対象にならないとしているが、ここでの主催者側とは主催者自身であり関連先は主催者には当たらないと判断して助成した。</p> <p>しかし、今後は、誤解を招いたり解釈の違いが生じないように、具体的かつ分かりやすい要綱整備に努めていく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-12 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 換金性の高いものの確認 | | | 報告書 ページ | 79 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | 事業を実施した際の支払証憑に図書カードやレターパックの領収書が含まれていたが、実際の使用確認記録が添付されていなかった。図書カードやレターパックは換金性が高いものであり、不正に使用されていないかを確認するためにも使用記録を入手・検証しておく必要があった。 | | | | |
| 措置内容 | <p>図書カード使用確認については、実行委員会職員が事業に参加して図書カード贈呈を目視確認したため使用記録提出を不要とした。</p> <p>レターパック使用確認については、アマチュア無線の交信証明の送付に使用したものであり、事業実施に不可欠であるため使用記録提出を不要とした。</p> <p>しかし、いずれも使用を証明する証拠資料が手元にないため、今後は使用記録等を入手・保管していく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅲ-13 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 領収書等の原資証憑の保管 | | | 報告書 ページ | 79 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | 事業を実施した際の支払証憑に領収書の代わりに手書きの出金伝票が添付されていた。領収書は事務局にて目視で確認し返却したとのことであるが、後日の検証のためにも出金伝票ではなく、原資証憑である領収書（コピーも可）を入手しておく必要があった。 | | | | |
| 措置内容 | 領収書は、企画運営団体が決算資料で原本が必要との申し出により実行委員会での監査実施後に返却した。 しかし、今後は領収書の写し等を入手・保管していく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|----------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | Ⅳ-1 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 若年者等の幅広い世代の参加者を集める工夫 | | | 報告書 ページ | 83 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室歴史文化財課 | | |
| 意見内容 | 甲府の魅力を再発見する機会として様々な事業が行われているが若年層の参加者が少ない傾向にある。例えば「甲府歴史講座」においては市内全域から男女問わず参加者がいるものの、参加者の年齢層は60・70歳代が中心である。その状況を改善すべく市としても、児童・生徒並びに保護者という若い世代への啓発事業として「子ども歴史教室」の開催や「甲府市出前講座」などを行い、また、若い世代の参加を促すため、講座を週末に開催したり、全国的に著名な講師を招聘したりしたものの、効果が限定的であった。これからの時代を担う世代にも甲府の魅力を伝えなければ、人口減少や人材の流出を防ぐことができないのではないかと。若年者等の幅広い世代の参加者を集めるさらなる工夫をすることが望ましい。 | | | | |
| 措置内容 | 歴史講座は、土曜日・日曜日・祝日にも開催し、現役世代・若年層の参加を促進している。また、地域を巡り、地域の魅力を伝える「私の地域・歴史探訪」は、児童・生徒並びに保護者を対象とする内容も設定している。さらに、市内の小中学校へ職員を派遣する出前講座は、これまで総合学習などの授業が中心であったが、放課後子供教室にも出向き、歴史・文化を中心に郷土の特色を伝えていき、その他の事業についても幅広い世代の参加者への周知方法などの工夫を行っていくこととした。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-2 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 実績報告の裏付けの確認 | | | 報告書 ページ | 85 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>信玄公生誕500年「信玄公ゆかりの地周遊観光タクシー」事業において、事業を一般社団法人甲府市観光協会に委託している。その委託費の支払はタクシー運行実績に基づき支払っているが、運行実績は甲府市観光協会が作成する運行実績表にて把握している。</p> <p>運行実績表の記載を誤ったり、悪意を持って改ざんされたりした場合には、不正な委託費を支払ってしまう可能性がある。</p> <p>運行実績表は、受付日、乗車日、時間、運行会社、コース、乗車人数、申込先が記載されており、架空の運行実績が記載されるなどの不正が行われる可能性は少ないものの、甲府市としては運行実績の裏付けとなる証憑書類を確認するのが望ましい。</p> | | | | |
| 措置内容 | 運行実績表を裏付ける証拠資料の提出についての規程等を定めていなかったことから、今後は運行記録の裏付けとなる確認資料等を検討していく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|---------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-3 | 区分 | 意見 |
| 項目 | PR媒体としてのチラシの残数管理 | | | 報告書 ページ | 85 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | 教育部生涯学習室生涯学習課 | | |
| 意見内容 | <p>当該事業においてPR媒体としてチラシ30,000部、ポスター500枚を作成しているが、甲府市としては配布後の残数管理を行っていない。</p> <p>配布後の残数を把握していない場合、配布残が多くあれば効果的ではない支出になってしまう。また不足しているところがあれば、余っているところからそちらに回した方がPR効果は高くなるが、それができないことになる。</p> <p>今後のPR媒体の効果的な配布の実施やPR媒体の効果の有無の判断のためにも、適時な残数管理を行うことが望ましい。</p> | | | | |
| 措置内容 | 信玄公生誕500年「信玄公ゆかりの地周遊観光タクシー」事業のチラシ・ポスターだけでなく様々な取り組みにおいて、残数把握や再配分の考え方を取り入れていく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|------------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-4 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 用地取得から工事開始までの期間の短縮 | | | 報告書 ページ | 97 |
| 措置状況 | 現状維持 | 所管部課 | まちづくり部まち開発室都市計画課 | | |
| 意見内容 | <p>用地を取得してから工事が始まるまでの期間は可能な限り短縮することが望ましい。それが困難な場合は他の活用も検討すべきである。</p> <p>旧甲府税務署跡地は平成30年度に取得したものの解体工事は令和2年度に行われており、1年間の空白期間があった。この原因としては、解体工事を含めた一連の整備事業を国からの補助金を活用して行うことになったために、補助金の決定まで着工ができなかったことによる。</p> <p>投資効果のひとつの判定としては、投資額がいかに短時間で回収されるかという観点がある。その観点からは、土地の取得後、解体までに1年間の空白期間があるのは経済的合理性に欠けると考えられる。</p> <p>今回の場合、国の補助金の活用のためには取得後すぐに解体工事ができなかったというのは理解できるものの、このような空白期間は可能な限りなくすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の活用も考慮した長期的な計画に基づく取得 ・交付決定前の支出に対する補助対象への認定の国への働きかけ ・解体前の施設の活用など <p>を検討するべきである。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>旧甲府税務署跡地は、平成30年度末に国から建物付きで取得し、令和2年度に国の補助金を活用する中で建物の解体を行ったものであり、国庫補助金を活用した現在のスキームにおいては、用地取得から解体工事までを出来る限り最短で実施した。</p> <p>今後についても、事業の実施においては、国庫補助金の活用等も視野に入れる中で、計画的に取り組むことにより、用地の取得から建物解体及び施設整備までを効率的かつ効果的な施工に努める。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|------------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-5 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 一般競争入札の予定価格・公告期間等の検討 | | | 報告書 ページ | 97 |
| 措置状況 | 措置済み | 所管部課 | まちづくり部まち開発室都市計画課 | | |
| 意見内容 | <p>入札者が1者になってしまうことが予測される一般競争入札は、一般競争入札の目的が達成できるように予定価格、公告期間等を十分に検討するべきである。</p> <p>旧甲府税務署解体工事（総工事予算137,610,000円）において一般競争入札を行ったところ、1者のみの入札であった。落札率は98.4%であった。</p> <p>一般競争入札において入札が1者のみになってしまう場合には、複数者での競争ができていない可能性があり、機会均等、公正性、経済性といった一般競争入札の目的が達成されないことになりかねないと考える。</p> <p>今回のケースのように、結果として入札者が1者になってしまう一般競争入札があるのは仕方がないものの、過去の1者入札の事例を分析することで、1者入札の可能性のある案件を予測することが可能ではないかと考えられる。一般競争入札の目的である機会均等、公正性、経済性を確保するためのさらなる工夫をするのが望ましい。</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>工事における一般競争入札では、予定価格は事前公表するとともに、公告期間についても建設業法等を踏まえた上で適切に設定をしているところである。一者入札となる要因としては、国や県の工事等との競合、また、建設業における若者離れや技術者の高齢化など建設業の労働者不足に伴う技術者等の配置の困難など様々な要因が考えられる。そのようなことから、ピンポイントでの1者入札の可能性のある案件の予測は難しいが、本市では、発注機会の平準化や、業者登録の工種の数の拡大などを実施している。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|------|------------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-6 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 委託費の価格調査の実施 | | | 報告書 ページ | 98 |
| 措置状況 | 検討中 | 所管部課 | まちづくり部まち開発室都市計画課 | | |
| 意見内容 | <p>委託費についても低入札時の価格調査を実施するのが望ましい。</p> <p>令和3年度に実施した甲府城周辺地域活性化計画整備事業に伴う電線共同溝設計業務委託において指名競争入札の予定価格が12,276,000円だったにもかかわらず、7,689,000円で落札された。甲府市としては請負工事については低入札時の審査はあるものの委託業務についてはない。</p> <p>低価格入札の場合、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある。逆に入札された低価格が適正な金額であるならば、予定価格に合理性がないことになるおそれがある。</p> <p>委託業務においても、低入札時の審査を行うべきである。</p> | | | | |
| 措置内容 | 低入札価格調査は、平成18年より工事契約の一部に導入したところである。調査の実施は、ご指摘のようなおそれが解消される反面、提出書類等の業者負担や、審査に相応の時間がかかることにより業務執行が遅くなる等のデメリットもあるため、本市に即した方策を検討していく。 | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|------|------------------|------------|----|
| 監査テーマ | 観光行政に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として | | | | |
| 監査年度 | 令和4年度 | 番号 | IV-7 | 区分 | 意見 |
| 項目 | 契約書に契約不適合責任条項の明文化 | | | 報告書 ページ | 98 |
| 措置状況 | 検討中 | 所管部課 | まちづくり部まち開発室都市計画課 | | |
| 意見内容 | 更地での用地の買い取りについて、瑕疵があった場合の責任の所在を契約書等で明文化するのが望ましい。 | | | | |
| 措置内容 | <p>瑕疵があった場合の責任の所在について、2020年の民法改正前は、契約書に瑕疵担保の条項を設け、責任の所在を明文化していた。民法改正後は売主の瑕疵担保責任に関する見直しがなされたことから、これを削除したものであり、こうした契約外の事項については、契約不適合責任に関する事項が明文化された「甲府市契約規則による」との条項で対応をすることとしたものである。しかしながら、契約締結の時点において瑕疵があった場合の責任の所在を明記することは、売主買主の責任の相互理解及びトラブル回避につながることから、記載の必要性については引き続き検討していく。</p> | | | | |
| 措置通知日 | 令和5年8月29日 | | | | |